**○農林水産省告示第千百六十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町坂元字宮園一二四七の一三、大隅町中之内字川路里六五六二の三、六五六二の四、六五六五の二、志布志市有明町伊崎田字西之俣六二四三の二、六二四三の五、字塩水流六二九七の二、志布志町帖字髙城三二八一、三二八五、三二八九、曽於郡大崎町野方字曲迫六九二の一、六九二の五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百六十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水郡長島町下山門野字前田一九一四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁並びに関係市役所及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百六十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市輝北町下百引字谷ノ頭四〇五二の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百六十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口平出水字小原野二二二九の一、二二二九の二、菱刈下手字飛田三〇五七、三〇七六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百七十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市上大川内字中山二二五二（次の図に示す部分に限る。）、二二七〇の一、野田町上名字溜之平二七三〇の二、二七三〇の一二から二七三〇の一四まで、二七三二の二、二七四一の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第百七十八号**

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第三百九十一号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正し、平成二十二年八月二十六日から施行する。

平成二十二年七月二十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

本則第二号中「二の二の表の第２の１に掲げる品目の貨物並びに二の表の第２の１」を「二の表の第２の１、二の二の表の第２の１」に改め、本則第三号中「に掲げる品目の貨物並びに二の表の第２の２」を「、二の表の第２の２」に改め、本則第四号中「二の二の表の第１の二八四四・一〇から二八四四・五〇までの項に掲げる品目の」を「二の二の表の第１の2844・10から2844・50までの項に掲げる」に、「二の二の表の第１の九三・〇六の項に掲げる品目の」を「二の二の表の第１の93・06の項に掲げる」に、「二の表の第２の５に掲げる」に改め、本則第五号中「二の二の表の第１の二九〇三・五一から二九〇三・六九までの項、二九一〇・四〇の項、二九一〇・九〇の項及び同表の第２の４に掲げる品目の貨物（同表の第１の二九〇三・六九の項に掲げる品目の貨物にあっては残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Ａ又は附属書Ｂに掲げる化学物質に該当するものに限る。）並びに」を「二の二の表の第１の2903・51から2904・10までの項、2904・90の項、2909・30から2910・90までの項、2914・70の項、3404・90の項及び3824・82の項に掲げる貨物（2903・69の項及び3404・90の項に掲げる貨物にあっては残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Ａ又は附属書Ｂに掲げる化学物質に該当するものに限る。）、同表の第２の４に掲げる貨物並びに輸入公表」に改める。

**○国土交通省告示第七百八十三号**

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項の規定に基づき水域を定めたので、告示する。

平成二十二年七月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項に規定する水域を定める告示

| 水域の範囲 | |
|---|---|
| 南鳥島 | 次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域(以外の区域<br>(1) 北緯二十四度十八分二十秒、東経百五十三度五十九分三十五秒の地点<br>(2) 北緯二十四度十六分四十二秒、東経百五十三度五十九分三十五秒の地点<br>(3) 北緯二十四度十六分二十六秒、東経百五十三度五十九分十八秒の地点<br>(4) 北緯二十四度十六分五十四秒、東経百五十三度五十七分五十一秒の地点<br>(5) 北緯二十四度十七分十三秒、東経百五十三度五十七分五十一秒の地点<br>(6) 北緯二十四度十八分二十秒、東経百五十三度五十九分二秒の地点 |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。